

令和6年第2回玉東町議会臨時会会議録

令和6年5月16日玉東町議会第2回臨時会を議場に招集された。

1. 令和6年5月16日午前10時00分招集

2. 令和6年5月16日午前9時58分開会

3. 令和6年5月16日午前11時27分散会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健こども課長	小島 隆一	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	岩川 康幸
福祉課長	清田 浩義		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	松村 早苗
--------	-------	---------	-------

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第32号 令和5年度玉東町一般会計補正予算（第10号）専決第1号

日程第4 議案第33号 玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について 専決第2号

日程第5 議案第34号 玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
専決第3号

日程第6 議案第35号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第36号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第37号 工事請負契約の締結について

日程第9 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

4番 狩 野 勝 次

5番 坂 村 勇 治

開会 午前9時58分

○議長（松尾純久君） おはようございます。開会に先立ちまして新課長さん方がすべておそろいですので、ひと言ずつあいさつと新任の言葉をお願いします。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 改めましておはようございます。

4月1日より教育委員会事務局長を仰せつかっております松永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健こども課長（小島隆一君） おはようございます。

5月1日付けで新設されました保健こども課長を拝命しております小島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（上田直紹君） 改めましておはようございます。

5月1日から新しく町民福祉課より町民生活課に機構改革で課が再編されております。上田です。よろしくお願いいたします。

○福祉課長（清田浩義君） おはようございます。

今回の庁舎建設に伴い、保健介護課からですね、福祉課のほうになりました清田です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（大城戸雅昭君） おはようございます。

4月1日より、会計管理者会計室室長を拝命いたしました大城戸です。よろしくお願いいたします。

○建設課長（清田善雅君） おはようございます。

5月1日付けで建設課長を拝命いたしました清田です。よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 以上で新課長のあいさつを終わります。

なお、教育長につきましては、管内の合同会議のため出席できませんと連絡を受けております。議長において聞いております。

それでは、ただ今から令和6年第2回玉東町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、狩野勝次君及び5番、坂村勇治君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月16日の1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日5月16日の1日に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。提案理由並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和6年第2回玉東町議会臨時会を招集しましたところ、公私とも、御多忙中にもかかわらず、皆様方の御出席を賜り開会できますことに深く感謝申し上げます。

先般、1日に議員の皆様が御臨席のもと、無事新庁舎落成式を終えることができました。お忙しい中に御出席いただき、誠にありがとうございました。

そして、役場庁舎としては、県内で最も古い建物であり、また、町制施行後57年という長きにわたり町行政を支えてきた旧庁舎に別れを告げ、ゴールデンウィーク明けの7日から新庁舎での業務を開始したところでございます。

新庁舎は、来庁者スペース及び執務室にゆとりを持たせ、建物構造は様々な災害に強い鉄筋コンクリート造りとし、大規模災害時にも対応できる庁舎であります。

また、各所に省エネ部材を多く取り入れ、屋上の全面に太陽光発電パネルを設けるなどの工夫により、省エネで100%の電力を補うことができるとされるゼブ庁舎に認定されました。さらに1階を民間テナント受け入れスペースとしており、町民の皆様の御要望を受けた官民融合庁舎であります。このように町民の皆様が利用しやすく、また、職員にとりましても業務効率向上が期待できる現代的で機能的な建物で業務を開始するにあたり、7日の開庁式におきまして、このような素晴らしい建物にふさわしい職員として自己研鑽に努め、住民を支え、信頼されるために何が必要か、各自がしっかりと考え行動するよう伝えました。行政サービスを向上させていくことはもとより、「未来に残せるまちづくり」に励んでいくことをお約束いたします。

それでは、本臨時会に提案します議案の概要を説明いたします。

議案第32号は、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第10号）です。令和5年度もウクライナ

避難民支援に対したくさんの御寄附をいただきました。いただいた寄附金は、当初、令和５年度ウクライナ支援事業に充当、活用していく予定でしたが、本事業の経費については、国の地方創生臨時交付金の交付を受けることができました。そこで、寄附金につきましては基金に積立て、令和６年度以降の避難民支援に活用すべく、寄附金の歳入実績に基づき積立金の歳出予算を専決処分いたしました。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万円を追加し、総額を66億7,362万5,000円とするものであります。

議案第33号、玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第34号、玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、玉東町税条例及び玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があり、専決処分したので承認を求めるものであります。

議案第35号は、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に制定についてですが、玉東町特別職報酬等審議会の答申及び令和５年人事院勧告を考慮し、特別職の給料月額の設定を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

議案第36号及び議案第37号は、工事請負契約の締結についてであります。

議案第36号は、新庁舎周囲の外構整備工事について。

議案第37号は、指定避難所である玉東中学校体育館の空調新設工事について、いずれも早期着工を図るため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

以上、簡単ながら議案の要旨について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明いたしますので、十分に審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びにあいさついたします。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、議事に入ります。

日程第３ 議案第32号 令和５年度玉東町一般会計補正予算（第10号）専決第１号

○議長（松尾純久君） 日程第３、議案第32号「令和５年度玉東町一般会計補正予算（第10号）専決第１号」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） おはようございます。

それでは、議案第32号について報告いたします。

議案第32号、専決処分について。地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。令和６年５月16日提出、玉東町長。

１、処分件名、令和５年度玉東町一般会計補正予算（第10号）。

2、処分年月日、令和6年3月29日。

提案理由、ウクライナ支援事業に係る経費を専決処分したものである。

専決第1号です。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分する。令和6年3月29日専決、玉東町長です。

それでは、予算書のほうをご覧ください。1枚用紙をおめくりください。

専決第1号、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,362万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日提出、玉東町長です。

1 ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入の分です。補正を行った分のみ読み上げます。

2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目、17款、寄附金、1 項、寄附金、192万8,000円を追加。

18款、繰入金、2 項、基金繰入金、200万2,000円を追加。

3 ページ目です。

歳入合計、補正前の額に393万円を追加し、66億7,362万5,000円といたします。

続いて、4 ページ目、歳出です。

2 款、総務費、1 項、総務管理費は393万円を追加します。

5 ページ目です。

歳出合計、補正前の額に393万円追加し、66億7,362万5,000円といたします。

それでは続いて、予算書のほうは8 ページ目をご覧ください。

2、歳入、17款、寄附金、1 項、寄附金、2 目、指定寄附金は57万2,000円を減額します。こちらは指定寄附金、ウクライナ避難民支援分でありまして、寄附金の実績に伴いまして、57万2,000円を減額しております。3 目、ふるさと納税寄附金、250万円を追加します。こちらは企業版ふるさと納税寄附金で、ウクライナ避難民支援事業に対する寄附金となります。250万円です。7月に一度200万円寄附いただいて、今年3月に再度2回目、250万円ですね、前回と同様、熊本市東区の有限会社八十建設さんより、今回250万円を御寄附いただいているところです。

18款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金は200万2,000円追加しております。本予算の歳入不足を調整しております。

続いて9 ページ目です。

3、歳出、2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、393万円を追加します。こちらはすべてウクライナ避難民支援基金積立金と393万円を計上しているところです。

以上、御報告申し上げます。御承認いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 8ページの歳入をお願いします。よろしいですか。

今、課長から説明がありましたけど、歳入の寄附金、3目のふるさと納税寄附金、説明欄で企業版ふるさと納税寄附金、今月250万円、東区八十建設のほうから寄附があったということで、この八十建設さんのほうは、何か玉東町と縁が深いわけですかね。去年も寄附があったと思うんですけど、

（全くないです。）

ちょっとそこを説明をよろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 狩野議員の御質問にお答えします。

特段ですね、八十建設さんと玉東町の関係についてはですね、特段関係性があったわけではありません。八十建設さんが寄附をするに至った経緯としましては、肥後銀行がつくっている企業版ふるさと納税の冊子があるんですよね、その中に玉東町の取り組みをいくつかあげていまして、その中の一つにウクライナ避難民支援事業をあげておりまして、その冊子を見られて八十建設さんが、玉東町でこういったことをされているのならば、うちのほうで寄附をさせてほしいということで、7月、それから3月の2回に寄附をいただいたというような経緯であります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） そういった昨年から経緯がありますので、この八十建設さんのほうにも玉東町の公共工事をあげたらどうでしょうか、町長。

○議長（松尾純久君） 質疑が本来とちょっとずれているから、寄附をしてくれたけん事業を●●●という質問はちょっと受け付けられないけど、初めてのことでですから答弁をさせたいと思いますけれども。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 狩野議員の質問にお答えしますが、あまりにも疑いすぎたらいかん。八十建設というのは全く関係はない。肥後銀行の企業版ふるさと納税、それを見てね、ウクライナで避難民がでて大変困るとるだろうと、そういう思いの中で寄附をされた。八十建設も中国にね、会社をだしたらしい、その思いがね、あるのよ、そういう話をちょっと伺ったけど、やっぱりね、そういう寄附をする人の気持ちというのはね、やっぱり本当にね、ボランティア的にやさしい、困った人を助けるという思いの中でされる。玉東町にね、指名に出すとか、そういうことは一切考えておられません。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第33号 玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について 専決第2号

○議長(松尾純久君) 日程第4、議案第33号「玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、前田周一君。

○税務課長(前田周一君) それでは、議案第33号を御説明いたします。

専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和6年5月16日提出、玉東町長。

処分件名、玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について。

処分年月日、令和6年3月30日。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律等が公布され、原則として4月1日から施行されたことに伴い、玉東町税条例を改正する必要性が生じましたが、議会招集の時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたものになります。

次のページをお開きください。

こちらは専決処分書の写しになります。

次のページをお開きください。

改正条例になります。主な改正の説明は新旧対照表により御説明をいたします。

6ページをお開きください。

新旧対照表の1ページをご覧ください。左枠が現行で右枠が改正案になります。

第1条の改正になります。附則第5条の2です。能登半島地震災害により、住宅や家財等の資産について損失があった場合、現行法では令和7年度個人住民税適用対象となりますが、1年度前倒して令和6年度の雑損控除適用対象とするための改正になります。

続いて第2条の改正になります。3枚おめくりください。

7から17、27から32ページにわたる改正になります。附則第7条の5、附則第7条の6、附則第7条の7、附則第7条の8、附則第16条の3、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第

20条、附則第20条の2及び附則第20条の3です。これらはデフレ脱却のための一時的な措置として、個人住民税所得割額から納税義務者控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた額が減税される改正になるものになります。

18ページになります。18ページの中ほどになりますけれども、附則第10条の2第6項で、バイオマス発電設備に係る固定資産税課税標準の特例措置になります。7分の6をサンシャクしまして14分の11以上14分の13以下の範囲内で条例において定めることとなっておりますので、7分の6と定めております。

次のページ、19ページの中ほどです。附則10条の2第15項です。まちなか創出に係る固定資産税課税標準の特例措置になります。

(ちょっと待ってよ、19ページに附則10条でないですよ。新旧対照表のこのもらった表の中に附則10条は出ていない。19ページでしょう。)

18ページがですね、附則の第10条の2になりますけれども、その項が2から5が●●●で6項、7項、8項、9項、10項と続きまして、その10号の対象になります。

(ごめんごめん、失礼しました。)

よろしいでしょうか。まちなか創出に係る固定資産税課税標準の特例措置になります。2分の1をサンシャクしまして3分の1以上3分の2の範囲で条例に定めることとなっておりますので、2分の1と定めております。

続きまして、22ページの最後の表になりますけれども、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条です。固定資産の土地に係る特例措置の負担調整と減額制度を継続する改正になります。

以上が主な改正になります。御承認をよろしくお願いいたします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉住貞夫君。

○9番(吉住貞夫君) この税会計というのは、政府が、もしくは岸田総理が、6月のボーナスのときに1人4万円を減税するというのに沿った税率の改正なんですか。

○議長(松尾純久君) 税務課長、前田周一君。

○税務課長(前田周一君) 9番、吉住議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり6月以降の給料とですね、普通徴収におかれましては第1期の分から、所得税と住民税を合わせた4万円を減額する減額措置になっております。おっしゃるとおりの内容になっています。

○議長(松尾純久君) 9番、吉住貞夫君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第34号 玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 専決第3号

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第34号「玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） それでは、議案第34号を御説明いたします。

専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和6年5月16日提出、玉東町長。

処分件名、玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

処分年月日、令和6年3月30日。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として4月1日から施行されました。玉東町国民健康保険税条例を改正する必要が生じましたが、議会招集の時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたものです。

次のページをお開きください。

これは専決処分書の写しになります。

次のページをお開きください。

改正条例になります。内容説明は新旧対照表により御説明をいたします。

1枚めくってください。

新旧対照表の1ページをご覧ください。左枠が現行で右枠が改正案になります。

第2条です。後期高齢者支援金等課税額の改正になります。後期高齢者支援金等課税額、限度額が2万円引き上げられることで、限度額が24万円になります。

続きまして23条です。国民健康保険税減額対象となる所得基準の改正になります。

以上が主な改正になります。御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第35号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第6、議案第35号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。それでは提案させていただきます。

議案第35号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年5月16日提出、玉東町長。

提案理由です。玉東町特別職報酬等審議会の答申及び令和5年人事院勧告を考慮し、特別職の給料月額の設定を行うためこの条例を制定しようとするものでございます。

次のページをお願いします。このページにつきましては改正分でございます。

中身について少し御説明を申し上げます。

今回の改正案につきましては、3月議会で提案させていただき、御承認いただけなかったものですが、玉東町特別職報酬等審議会で慎重審議のうえ答申されたものでございますので、その答申を尊重していただき、再度御審議をお願いするため、改めて提案させていただくものでございます。

まず、玉東町特別職報酬等審議会の経緯について御説明いたします。

1月10日に町長から、町長、教育長及び議会議員の報酬等の見直しについて諮問を受け、2月6日に玉東町特別職報酬等審議会条例第3条の規定により、町内から5名を任命し審議会を開催いたしました。2月20日に答申を受け、今回町長と教育長の給与について改正をするものでございます。

次に、改正理由についてです。町長の給与については、平成17年度に83万2,000円を66万6,000円に引き下げ、平成28年に73万3,000円に増額されたものの、8年間据え置かれ、玉名管内でも一番低く、平均で3万3,000円下回っている状況です。審議会では、これまでの町政の実績を高

く評価され、財政も安定していること、物価高騰や一般職の引き上げ幅が大きかったことから、増額は妥当と判断され、管内の玉東町を除く3町の平均と民間企業の給与増額率5%程度を考慮し、今回5%引き上げることとなりました。また、教育長につきましても同じく5%程度の引き上げ額となっております。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表になります。左側が現行、右側が改正後案となっております。改正後案のほうで説明いたします。

町長は現在より3万7,000円増額し、77万円となります。次の下の段です。一番下の段です。教育長は現在より2万2,000円増額し、53万円となります。

2枚目の改正文をお願いいたします。

一番下の行でございます。附則です。この条例は、令和6年6月1日から施行するといいたします。

以上、提案いたします。御審議よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今、この議案については、提案理由説明がありましたが、3月議会ではほとんど提案理由の深い説明がなくて、今日は少し説明をされましたが、しかし、審議会で何回か検討されたということで言われましたけれども、検討された審議会日にちは、2月6日と2月20日とか、3月議会の前にも審議会で検討されたということで、3月議会で否決をしておりますので、この議案の内容といろんな周囲の状況とか、そのへんが変わった部分があったらお聞きいたします。あったら●●●をお聞きしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えいたします。

今回説明を少し付け加えて行っております。前回少し言葉足らずのところございましたので、今回は少し付け加えて説明をしたところでございます。

民間企業で言えばですね、20年給料が据え置きだと。ですが、今回民間企業等もですね、いろいろ給料等も上がっておりますので、そういった状況も踏まえてということでございます。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 理由はさておいて、3月議会で否決した、まだ2か月ぐらいで、同じ内容での提案ということで、議会を軽視しているとしか言いようがありません。

私の質問は終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） おはようございます。

この件についてはですね、3月議会で否決しております。5月になってですね、議会広報も町民の皆様にもわかってですね、私にも電話だったり直接会ってですね、今度議会のやり方はよかったよというような声が非常に多く受けております。

やはり、こういう大切なことを2か月ぐらしか経たんで臨時議会でされるということは、非常に私は問題だというふうに思いますが、そのへんについてですね、どういうふうなお考えなのか。町民の方はやっと知られたわけですね、それを9月ぐらいの定例会で出されるんだったら少しは分かりますが、まだ日の浅いこの時期になぜされたのか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3月で否決されて今回2か月ぐらしか経っておりませんが、やはり審議会等でですね、一生懸命審議をされております。そういったことをですね、やっぱり後々になるとまた薄れてきますので、今回ちょっと早かったと思いますけれども、やはり審議会の委員さんたちのやっぱりお気持ちがまだ薄まらないうちにですね、もう一度この議会の中で中身を説明してですね、また承認を、御決断をですね、御審議をいただきたいということで、今回臨時議会ではありますが提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 審議会の意見もですね、非常に大切だと思いますが、審議会の人たちとですね、1回ぐらい私たちもですね、顔を合わせながら議論をする場をですね、よかったら設けてもらいたいというふうに思いますが、それをすることによってですね、お互いの気持ちも分かると思しますので、是非そういう場をですね、つくっていただくならばですね、議員の報酬もですね、3月議会ではあがっておりましたがこれも否決しました。今度ではですね、議員の報酬も上程されていませんので、よかったらですね、私は3月議会でも言いましたが、やはり町長、教育長自らですね、非常に世の中も厳しい状況でありますので、そして熊本県ではですね、TSMCができてから新しい職員の方の給料もですね、上げんと、雇用が生み出されない状況に各企業とかなっております。やはりこういう財源にですね、年間100万ありますので、来年度の新入職員ですね、基本給のアップ、やっぱりこういうやつに是非とも振り分けてもらって、より良い人材を玉東町に寄せるためにですね、活用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 反対討論をいたします。

各地の分譲地開発、賃貸マンション、駅構内エレベーター設置、それに役場庁舎完成と大型事業への取り組みで本当にお疲れさまでした。今回の町長、教育長の給与値上げ案は、業務への功績に対する提案者が御本人であるからして、自分で自分への御褒美だとする議案で分らないでもありませんが、慌てずとも急がずとも、もう少し待ったほうがよくはないでしょうか。しばらく我慢することに対して、町民からの大きなプレゼントが近々届くと思いますが、9か月後の来年の1月には。この議案は3月定例議会で否決、4月末議会だよりで町民に知らされたばかりで間もない、しかも本日は臨時議会、防災無線等で町民への広報をして、堂々と6月、9月、12月などの定例議会で審議すべきと考える。町長と教育長の増額、年70万8,000円は、今回役場内に新しく設置された保健介護課への予算など、これから将来を担う子育て支援にまわしてもらいたい。議員も現状のままであることを踏まえて、この議案に反対をいたします。

○議長（松尾純久君） 保健介護課はありませんので間違えないように。保健介護課は今、存在しません。保健こども課はできましたが保健介護課は今は。

討論がありました。まず、原案に対し反対の討論者の発言を求めます。ありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 反対討論の理由は前回3月と気持ちは一緒ですけど、ひと言言いますが、3月議会で議決したばかりで、議決を尊重されていない、そういう提案です。役場庁舎と駅のエレベーター、高額事業で、今後の玉東町の財政事情で町民の人たちから理解を得られません。反対します。

○議長（松尾純久君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 賛成の討論をいたします。

3月定例議会ではこの案につきましては、議案につきましては反対が多数で否決されましたけれども、この議案について玉東町特別職報酬等審議会、これは町民の中の有識者5名の方たちがそれぞれ話し合いをされた結果、値上げが妥当だということで答申されたもので、それぞれ議員にはそれぞれの支持者からいろいろな意見が届きますけれども、こういう審議会の5人の方たちは、町民の幅広い層の中から選ばれた方たちで、その方たちが全員値上げが妥当であるという答申をされました。

それから、報酬等につきましては20年も引き上げがなされていない。そして、日本の国全体からいいましても、今まで現状維持、もしくは下げる、そういうのは美徳とされるような風潮がありましたけれども、その結果、日本は国際社会の中で取り残されてしまっております。やっぱりやるべきことをやって、それを成功させて町の発展につなげているという意味では、非常に前田町長、それから学校教育におきましても教育長の功績というのは、玉東町及び教育については大でありまして、これはもうここでこの引き上げの案を賛成するのが妥当だと思いますので、私は賛成いたします。

○議長（松尾純久君） ほかに賛成者の討論はありませんか。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 賛成の立場で討論いたします。

まず討論に入ります前に、3月の議会で否決を受けました。この議案に対して。非常に議員の意見というのは非常に重いものがあると思います。やはり否決後に丁寧な説明がございましたけれども、3月の議会の前にこういった丁寧な説明をいただければ、もう少し議決が変わっていたんじゃないだろうかなというふうに思います。

それでは、賛成討論をいたします。

私は当然、前回の3月の議会でも賛成をいたしました。それはもう全協の中でも申し上げましたとおり、やはり経済が非常に循環をしていくためには、今の物価高というのをものすごくやっぱり国民に負担をしている。そういった中で、やはり大企業は100%以上の、あるいは100%、100%以上の賃上げに回答をしてきた。やっぱり厳しいのは中小企業がどうしても上げることができない中小企業、でもそういった姿勢だったら今の人材不足を補うことはできない、雇用を生むことはできない、これから先の社会を考えたときに。来年はインドからも抜かれてGDPは5位になると想定をされております。非常に物価高の中で経済をまわすためには、消費を動かさなくてはならない、これは私の根本的な考え方です。そういった中では、中小企業も満額で賃上げをしていく時代に入ってきました。

今回うちの町長の条例の改正ということでございますけれども、玉東町の財政状況を考えたときに非常に安定している、これは私たち議員全員認識しているところです。そういった中で、当然今まで少し抑えてきた、各町村からみると抑えてきた部分をもとに戻すわけですので、当然これは上げていいと思うわけです。特に審議会の5名の方たちは、そういったところを背景に今回賃上げ、改正には同意をされているというふうに考えますので、そういった点で、私はこの議案に対して賛成討論をするところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） ほかに賛成、反対の討論を許します。ありませんか。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで討論を終わります。

討論がありましたので採決に入ります。

採決の方法は起立です。

原案に決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松尾純久君） 起立少数です。よって、議案第35号は否決されました。

ここでしばらく休憩します。

休憩

再開

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第36号 工事請負契約の締結について

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第36号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第36号について御提案申し上げます。

議案第36号、工事請負契約の締結について。

工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。令和6年5月16日提出、玉東町長。

工事の名称、玉東町役場庁舎建設事業第3期外溝整備工事。

工事の場所、玉名郡玉東町大字木葉地内。

契約金額、5,423万円。

相手方、熊本市南区御幸笛田2丁目15番1号。

玉東町役場庁舎建設事業共同企業体合同会社、代表社員株式会社吉永産業、職務執行者吉永隆夫。

契約の方法、プロポーザル方式による随意契約。

提案理由、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるためです。

工事の概要について御説明します。

工事の概要は、新庁舎周囲の外溝整備工事となります。具体的に申し上げますと、旧庁舎の位置の駐車場整備工事、整備後は車両区画が36区画、駐輪場区画が20台確保できます。そして庁舎と議会棟を結ぶ議会棟渡り廊下の屋根の工事、そして議会棟裏側に設置します公用車駐車場の整備工事、加えて植栽工事、ガード設置工事、舗装工事全般となります。

工期につきましては、令和6年12月27日となっておりますけれども、11月までの竣工を目標に進捗管理を図りながら進めていきたいと考えております。

施工者につきましては、玉東町役場庁舎建設事業共同企業体合同会社の中の今回外溝工事を担当するのは、梅広建設株式会社となります。

議案書の裏にですね、参考資料として仮契約のほうを添付しているところです。現在は令和6年4月19日付けで仮契約を締結しているところです。今回、本日御議決を賜りますと、令和6年5月16日付けで本契約を結び、直ちに事業のほうを進めていきたいと言うふうに考えているところです。

御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は

ありませんか。

6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） この工事を含めてですよ、あと解体とかを含めてどういうふうな工事が残っているのか、もうひとつ整理してですね、そしてまた、吉永産業さんが、先ほどの話では、下請けに出されるということですね、工事を実際されるのは下請けというか、だったら玉東町の建設業あたりを J V 組ませてですね、するようなことは考えられなかったか、ちょっとその点をお願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 6 番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず 1 点目ですけれども、今年度がですね、この役場庁舎建設事業最終年度になります。大きく三つの工事がありまして、一つは今、申し上げた外溝整備事業です。第 3 期の解体工事事業が一つです。これは旧庁舎の解体とか、トイレとか、屋外の書庫あたりの解体工事がひとつあります。そして三つ目が、議会棟の浄化槽設置工事が予定されておりまして、今年度は外溝整備工事、解体工事、そして議会棟の浄化槽整備工事等の 3 本の工事があるところです。

それから、今回外溝工事が梅広建設さんが担当されるんですけれども、そもそもが今回プロポーザル方式で契約の相手方を募集しておりまして、今回、共同企業体は六つの企業で構成された S V C となっています。その中の外溝工事については、当初から梅広さんがするという事になっておりますので、町のそこだけを取り除いて、外溝工事だけをですね、別枠で発注するというような今回の行程ではなかったということで御理解をいただきたいと思います。

6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） 先ほど言われました解体以下含めて全体でなんか 1 億 3,000 万円ぐらいの金額かなんか、私の記憶違いかもしれませんがあったでしょう。その中のこれは一部ということですかね。全体の金額。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） すみません、ちょっと質問と●●●●●かもしれませんけれども、今回ですね、外溝工事につきましては、令和 4 年度から一応 3 か年に分けて事業を進めてきました。1 期、2 期、3 期ありますけれども、3 期のトータルで 1 億 4,900 万円という事業でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） じゃあ解体はまた別途の、大体解体料金は幾らだったですかね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 坂本議員の御質問にお答えします。

解体業につきましても、これも 3 か年の合計で 4,620 万円という事業になります。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） 非常に良い庁舎が建ってですね、非常に喜ばしいことなんですが、私は

ですね、やはり町の業者さんもですね、少しはこの工事によかったら携わってもらいたいというふうに思っていました。木造ですので解体とかだったらできる業者さんも多分いらっしゃると思いますので、もうちょっと今、いうたら遅きに資するばってんがですね、今後もいろんな工事があると思いますので、是非町内の業者をですね、やはり優先して使うようなことをですね、是非お願いしておきます。やはり町の業者さんもですね、公共工事が終わるとあまり仕事がありませんので、やはりそこらへんを考えてですね、是非とも今後はですね、町内の業者、税金も町内の業者は納めますので、是非そのことをですね、念頭におきながら今後の工事発注についてはですね、配慮していただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（松尾純久君） 日程第8、議案第37号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 議案第37号について御提案させていただきます。

工事請負契約の締結について。

下記工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。令和6年5月16日提出、玉東町長。

工事の名称、玉東中学校体育館空調新設工事。

工事の場所、玉名郡玉東町大字白木地内。

契約金額、6,380万円。

相手方、玉名市寺田字榎原、株式会社九電工玉名営業所所長、コザイテツヤ。

契約の方法、指名競争入札。

提案理由、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める必要があるため提案いたします。

ホチキス止めしてあるものが仮の公共工事の請負契約書になります。工事の概要といたしまして、指定避難所であります玉東中学校体育館の環境改善を図るために、空調機を新設するものがあります。5月8日に実施しました入札により、6,380万円で株式会社九電工玉名営業所が落札しており、工期につきましては、令和6年9月20日を予定しております。

内容ですが、パッケージエアコンと冷媒配管上に接続させた複写式冷暖房パネルを、ステージを正面にし、両サイドの壁面に6台ずつ設置を行います。冷暖房の方式としましては、輻射パネル内に熱源として冷媒ガスを通し、パネルを冷やしたり暖めることで、輻射による熱の移動により冷暖房を行い、その際のエアコンからの風量はわずかとなっております。

整備のイメージとしましては、ゆめ・ステーション・このは内多目的ホールに設置されております空調システムと同様なものとなります。

以上、御提案いたします。慎重審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 関連質疑でお尋ねしますが、この6,380万ですね、この予算案、今、電気家電いろいろ値上がりしてしまっていて、当初予算と比べてどのくらい値上げになったのか。また、仮契約書ですね、これに9月の20日までと記載されてありますが、9月の20日までに完全に工事が完了するのか、そのへんを伺いたいと思います。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

まず一つ目に、当初予算からの値上げ額についてのお尋ねがございましたけれども、一応令和5年度に設計会社による委託を行いまして、それにて予算を計上しております。それからの予算の設計金額の増額はあっておりません。

続きまして、9月20日までの工期に間に合うのかという御質問に対してですけれども、一応本日の議会にて御承認をいただきましたあと本契約となりまして、それからの材料発注となります。そこからの材料の承認等を行いまして、9月20日までに終わるという現段階では見込みとなっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） これは今、課長から説明がありまして、仮契約書を結んで、契約を結んでからの発注工事ということで、20日をめどに完成を計画されていることなんですけど、もしその機械类等、遅れるようでしたら、工期が延びると思うんですけど、そういったときには是非お知らせをしてもらいたいと思います。どうでしょうかそのへんは。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員に答えますけど、あまりつまらん質問はせんで、もうちょっと議員なら議員としてのしっかりした質問をやってもらいたい。

この契約というのは約束ごと、これを破ったら罰金、必ず業者は守ってくれます。庁舎の問題でもちょっと無理じゃないかと思ったけど、やっぱりちゃんとやってくれる、それが契約です。約束ごと、分かりましたか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私もですね、契約結ぶときは、必ず契約の日付けで、契約日の日付け、納入の日付けで、完了の日付けで契約書を交わします。それで今、町長がおっしゃったとおり、契約の日にちが守れなかった場合は罰金ですよ、要するに、だから、そういったことでこの九電工さんが、ここに仮契約書に書いてあるとおり、この日付けを守ってもらって、もし遅れるようでしたらお知らせをくださいという質疑をしているわけですよ。だから、もし遅れるようだったら議員団にお知らせ、町民にもお知らせをしてくださいというお願いなんです。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今回6,380万で最終的にできるというのは、非常に安くあがったのかなという気はしますけれども、かつてですね、私、一般質問をしたときに、確か空調施設を設置していただけないかというような質問をしたときに、あのとき安くても1億以上かかるんじゃないかというふうな、はっきり私が金額的には定かではないんですけども、そういう記憶があったんですけども、それからしてもですね、昨今、要するに資材費、人件費、非常に高騰している中ですね、これだけでできるようになったというのは、行政の皆さん方の努力の結果かなということは思うんですけども、逆にですね、先ほど大体の仕様といいますか、内容は聞かせていただいたんですけども、それでやっぱり今大体、中の温度がどれくらいまでできるとか、冷やすことができる、暖めることができるというのは、そういうこともあると思いますけれども、今現在ですね大体、外気温からして何度ぐらい下げることができるとか、上げることができるのかということもあり、一番懸念されるのが、これを設置したあとに、今の構造でその冷暖房に関して能力を発揮することができるのか、また、その面で別な工事が必要になってくるんじゃないかという懸念があるんですけども、今の現在の体育館にはそういう断熱処理されている部分というのは少ないのかなという気がしますけれども、そのへんの懸念は大丈夫なのかということだけ答弁いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 8番、清田議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の玉東中学校の体育館の構造から計算して、追加工事等が発生する恐れはないのかというような御心配をいただきましたけれども、当然、令和5年度に行いました工事の設計の際に、設

計コンサル会社のほうに委託し、現場の体育館の大きさであったり、構造等を計算したうえで、設置に必要なエアコンの台数等も計算したうえでの工事を発注しておりますので、今の段階ではそのへんはクリアできるというふうなところで認識しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） もちろん今、答弁がありましたとおり、いろんな計算をした専門的な方々の計算に成り立ってこの金額でているかと思いますが、これまでもですね、ほかの事業をだすとなかなかあれですけども、施工している途中でやはり地盤、橋梁のときなんかというのが何度か追加の工事が必要になったというふうなことがあったのでですね、ちょっとそのへん確認といいますか、追加の工事は大丈夫だろうなという心配があったので質問させていただきました。そういうことがないように願って質問を終わらせていただきます。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 確認をさせていただきます。表書きの提案理由の中に、予定価格5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決に云々と書いて、議会の議決をする必要があるためとこう書いてありますが、2ページの契約書の工期が、令和6年5月10日からとなっていますけれども、過ぎた日付けで効力を発揮するのかどうか。

以上、よろしく。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

今、林議員より御指摘いただきました件ですけれども、この仮契約書上の4番、工期のところでは5月10日と記させていただいているのは、あくまで入札後、契約保証金等の事務を済ませて、仮契約日が5月10日から、5月9日に仮契約を行っておりますので、その翌日からを記載しております。

この契約書の一番下の段に、本契約は、議会議決後本契約に切り替えするものとするということでございますので、それで本日議決をいただきましたら本日の日にちを記載させていただくということで●●●を行っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 提案理由の理由をですね、尊重するのであれば、先ほど企画財政課の契約書にはですね、工期が、議会議決の日から何日までと書いてありますから、こういう表現を使われたほうがよろしいかと思うけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

林議員が言われるように、契約書も仮契約書も統一したほうがいいと思うから、以後はそういうふうに行っていく。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 空調ですね、5月から9月20日までという工事の期間がありますけれども、この工事が始まれば子どもたちは部活動とかが多分できなくなってくるんじゃないかと思うけど、そのときは仮に町民の体育館、町の体育館などを優先的に使わせてあげられるのか、そういうところ、また中体連も近く迫ってきておりますので、そういうところを、バレー●●●すごく熱心に活動されておりますので、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、工期はそうなっていますが、主に工事をするのは夏休み期間で、クラブ活動に迷惑かけないようにその点は取り計らってくれるというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第9、閉会中の継続調査申出書が各委員長から提出され、お手元に配付したとおりです。

お諮りします。それぞれ閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって、令和6年第2回玉東町議会臨時会を閉会します。

起立、お疲れさまでした。

閉会 午前11時27分